

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第11条第1項に基づく犯罪被害者等給付金の支給等の裁定に係る審査基準の一部改正について

見出しのことについては、パブリック・コメント手続を実施せずに一部改正したので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、下記の事項を公表します。

記

1 改正の概要

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）」における損害賠償の有無（第8条第1項の該当性）に関し、犯罪被害者等への危害防止に配慮した上で、合理的かつ実効的な調査を行うとともに、これにより、担当者の業務負担を軽減し、もって、早期裁定の促進を図るため、警察庁から

- 「犯罪被害給付制度事務処理要領の改正について（通達）」（令和8年1月19日付け警察庁丙犯被発第1号）
- 「犯罪被害給付制度事務処理要領に係る運用上の留意事項について（通達）」（令和8年1月19日付け警察庁丁犯被発第7号）
- 「犯罪被害者等給付金の支給等の裁定について（通達）」（令和8年1月22日付け警察庁丙犯被発第2号）

が発出され、犯罪被害者等給付金裁定に係る警察庁の審査基準モデルが改正されたため、本県における審査基準の改正を行ったもの。

【概要】

給付金の申請時の加害者への調査について

- 「原則直接の聴取」から「適宜の方法」に変更
- 調査項目を「預貯金等の金融資産」に特化
- 調査省略が可能な場合を明記
- 検討票における「加害者を知った日」の項目追加と改めた。

2 パブリック・コメントを実施しなかった理由について

今回改正した審査基準は、警察庁が示す事務処理要領及び留意事項、審査基準モデルの改正に基づくもので全国一律の取扱いが求められ、県に裁量の余地はないことから、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント）実施要綱」第4の除外規定に該当するため、パブリック・コメント手続を実施しませんでした。

3 改正年月日

令和8年2月12日

【問い合わせ先】

熊本県警察本部広報県民課

電話 096-381-0110（内線：2194）